全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2022 年 8 月 5 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■インボイス制度について

　来年（2023 年）10 月からインボイス制度が始まる予定です。登録は来年の 3 月までに登録すればよいことになっていますので、急ぐ必要はありません。民商では、10 月以降に、インボイス制度学習会を計画していますので、決まり次第お知らせします。中小業者いじめのインボイス制度は廃止させましょう。

01» インボイス制度とは

　インボイス制度とは、インボイス（適格請求書等）と呼ばれる伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組みのことです。インボイスは、税務署が発行する登録番号を記載した、取引ごとにやり取りする伝票（請求書・領収書、送り状など）のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載します。

　仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと、売り上げに掛かる消費税から差し引くことができず、消費税の納税額が増えてしまいます。

インボイスを発行する課税業者との取引では…

売り上げ時にもらえる消費税 100 － 仕入れ・経費で払う消費税 80 ＝ 納税する消費税 20

インボイスを発行できない免税業者との取引では…

売り上げ時にもらえる消費税 100 － ~~仕入れ・経費で払う消費税 80~~ ＝ 納税する消費税 100

これが引けない

02» 免税事業者は廃業の危機に

　年間売上高1000万円以下の免税事業者は、税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえないため、インボイスを発行することができません。

　そのため ▶取引先や元請け、業務委託元から取引を断られる ▶値引きや単価引き下げを求められる ▶課税業者になるよう要求され、消費税の納税が必要になる―など、廃業の危機に追い込まれます。

飲食店、一人親方、フリーランスも免税ではいられない？

裏面へ続く

■肝付町事業復活上乗せ支援金

・国の「事業復活支援金」の交付の決定を受けている人が対象

・中小法人で 20 万円、個人事業者で 10 万円

・申請期限：11 月 30 日まで

・申請窓口：役場の総務課（高山）、産業創出課（内之浦）、岸良出張所

詳細は事務局までご連絡ください。

■新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者は、共済金の対象になります。

共済金の請求もれはありませんか？

・自宅または宿泊施設等での療養・健康観察は、入院見舞金・安静加療見舞金の対象となります。

・感染された方との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機などを指示された場合、安静加療見舞金の対象となります。

【請求に必要な書類について】

・入院された方は「診断書」「入院証明書」「退院証明書」などの提出をお願いします。

・保健所等から自宅や宿泊施設での療養を勧告され、その期間が分かる書類がある場合には、それらの書類の提出をお願いします。

・保健所等から自宅待機を口頭で伝えられた場合は、そのことを役員が確認し、所定の確認書に必要事項を記入して提出してください。

詳細は事務局までお問い合わせください。

■事務局夏期休暇のお知らせ

事務局の夏期休暇は、8/11（木・祝日）～8/16（火）になります。